

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年3月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700983号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700253号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成2年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年9月の標準報酬月額については、18万円から20万円とする。

平成2年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、平成2年9月の標準報酬月額が18万円となっているが、当時のキユウヨ支給明細書(以下「支給明細書」という。)では20万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る支給明細書により、請求期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる平成2年6月から同年8月までの報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(20万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(18万円)を超えていることが確認できる上、請求者は請求期間に、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年9月について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700985号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700063号

第1 結論

昭和63年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成3年3月まで

私の母親は、私が大学生で20歳になった昭和63年*月頃に、私の国民年金の任意加入手続きを行い、私が大学を卒業した平成3年3月まで、国民年金保険料を毎月金融機関で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、大学生は国民年金の任意加入被保険者であったところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の加入手続きは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成3年10月1日(国民年金資格取得日)から当該資格取得日を入力処理した平成4年1月13日までの間に行われたことが推認できる。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記加入手続きを行った際に払い出された国民年金手帳の記号番号(*)以外に、請求者に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続き等について、二人の姉と同様に、請求者が20歳になった際に手続きを行い、国民年金保険料を納付していた旨陳述しているものの、当該二人の姉の20歳から大学を卒業するまでの期間については、いずれも納付の記録は確認できない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。